

県市協調新ホール整備に関する基本協定

徳島県（以下「県」という。）と徳島市（以下「市」という。）とは、「県市協調新ホール整備基本計画」に基づく施設（以下「新ホール」という。）の整備について、次のとおり合意し、基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新ホールの整備について、県及び市の役割分担等基本的な事項を定めることを目的とする。

（整備の合意）

第2条 県及び市は、新ホールを協調して整備することに合意し、事業推進に当たっては互いに協力し、信義を重んじ、本協定に基づき誠実に履行しなければならない。

2 新ホールは令和7年度末までに開館することを目標とし、県及び市は、前項の合意の中で迅速な事業の推進に努めることとする。

（議決事項）

第3条 県及び市は、本協定に定める事項のうち各議会の議決が必要な事項については適切に準備を行い、議決を得た上で事業を推進する。

（新ホールの位置付け）

第4条 新ホールは、県立施設として県が主管する。

（建設用地等）

第5条 旧徳島市立文化センター（以下「文化センター」という。）跡地に徳島県青少年センター（以下「青少年センター」という。）敷地、徳島市中央公民館（以下「中央公民館」という。）敷地、徳島市社会福祉センター（以下「社会福祉センター」という。）敷地及び徳島市街路樹管理事務所（以下「街路事務所」という。）敷地を加え、新ホール本体施設（外構や敷地内駐車場等を含む。）の建設用地とする。

2 徳島市寺島公園は公園機能を維持するとともに、旧徳島中央警察署敷地を来館者等のための駐車場として整備し、前項の建設用地と合わせて一体的に活用する。

（既存施設の集約化）

第6条 新ホールには、文化センター、青少年センター及び中央公民館の一部の機能を集約する。

(役割に係る基本的方針)

第7条 県及び市は、新ホール整備に関して次項以降のとおり担うべき役割を定め、事業を推進する。

- 2 県は、外構や駐車場等を含む新ホールの設計及び整備並びに必要な調査、工事監理、備品購入等を担う。
- 3 市は、新ホール建設用地に係る市有地の県への譲与並びに市道及び線路西側から新ホールへのアクセス（跨線橋等）、下水道等の周辺インフラの整備等を担う。
- 4 既存建築物の撤去については、その所有者が実施する。
- 5 県及び市は、新ホールを始め周辺公共施設へのアクセス向上を図るＪＲ牟岐線への新駅設置について、ＪＲ四国と連携しその実現に努める。

(土地譲与等)

第8条 市は、新ホール建設用地として、文化センター跡地の市有地部分及び隣接する市道（市立文化センター線）敷地について、必要な手続により用途廃止を行った上で、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月30日、徳島市条例第15号）」に基づき、県と市とが別途土地の譲与に係る契約を締結し、令和4年3月31日までに県に譲与する。

- 2 県は、前項の市道の用途廃止に関連し、新ホールの整備に当たって、建設用地内を東西に通行し、市道（中洲・徳島線）に接続する自由通路（新ホールの建物内通路を含む。）を確保する。

(既存施設等の撤去)

第9条 県は、青少年センターの地上部分の全て及び地下構造物の一部を撤去する。

- 2 市は、中央公民館、社会福祉センター及び街路事務所について、建物の地上部分の全て及び地下構造物の一部を撤去するとともに、市道（市立文化センター線）の徳島跨線橋を撤去する。
- 3 前2項による撤去実施後も残されている地下構造物、文化センターの地下構造物及び廃止済みの下水道管等については、県が新ホールの施工時に併せて必要な箇所を撤去を行う。

(周辺インフラ整備)

第10条 市は、県と協議をした上で、新ホール建設用地内の市道（城内・幸町線）及び下水道等の周辺インフラの移設並びに第8条第2項に定める自由通路に接続する線路西側から新ホールへのアクセス（跨線橋等）の整備を行う。

- 2 市道移設等に当たっての地元関係者への説明については、整備事業者が担

うべき事項を除き、県の協力の下、市が主体的な役割を担う。

(実施完了期限)

第11条 第9条第1項及び第2項並びに前条第1項の実施完了期限については、県及び市の協議により定め、別途確認書を作成する。

(費用負担)

第12条 県は、本協定に定める県の役割に係る費用を負担する。

2 市は、本協定に定める市の役割に係る費用（市有地の譲与による実質負担を含む。）を負担する。

3 第7条第5項に定めるJR牟岐線への新駅設置及び新駅整備に伴う駅前施設の費用負担については、JR四国との協議を踏まえ、別途県と市で決定する。

4 第9条第3項に定める地下構造物等の撤去に係る費用の負担については、県及び市が別途契約を締結した上で、県が一括して施工事業者を支払い、市所管の地下構造物等の撤去に係る費用については、県の請求により市が支払う。

(情報共有)

第13条 県及び市は、事業推進に必要なが生じた場合は、本協定に関連する情報（過去に実施した調査等による情報を含む。）の共有を図る。

(情報管理)

第14条 県及び市は、本協定に関する事項につき、事業の実施によって知り得た秘密及び一般に公開されていない情報を外部へ漏らし、又は本協定の目的以外には使用してはならない。

(損害の賠償)

第15条 県及び市は、当該協定に係る事業の推進に当たって第三者に損害を与えた場合は、その損害（整備事業者の責任によるものを除く。）を賠償しなければならない。その場合の費用は、第12条の規定により各自が負担する。

(協定の有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から新ホールが開館する時点までとする。ただし、本協定の有効期間の終了にかかわらず、第13条から前条までの規定の効力は存続する。

(その他)

第17条 本協定書の内容を変更しようとするとき、又は特別な事情が生じたときは、県及び市は協議の上、本協定を改定することができる。

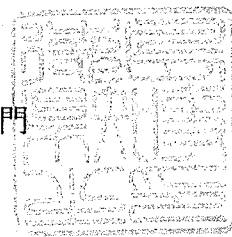
2 本協定書に定めのない事項及び本協定書に疑義が生じたときは、県及び市が協議を行い、決定する。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、県及び市が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

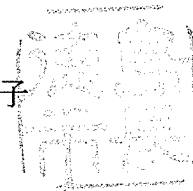
県 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市

徳島市長 内 藤 佐和子



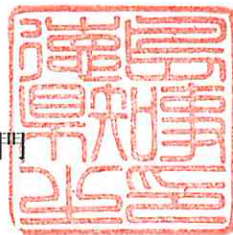
県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）の第11条及び第17条第2項に基づき、本確認書を作成する。

- 1 基本協定第9条第1項に関して、県は、青少年センターの地上部分及び地下構造物の一部を、令和5年2月28日までに撤去する。
- 2 基本協定第9条第2項に関して、市は、中央公民館、社会福祉センター及び街路事務所の地上部分及び地下構造物の一部を、令和5年12月31日までに撤去するとともに、市道（市立文化センター線）の徳島跨線橋を令和5年2月28日までに撤去する。
- 3 基本協定第10条第1項に関して、市は、市道（城内・幸町線）を令和5年12月31日までに移設するとともに、下水道等の周辺インフラを令和5年3月31日までに移設する。ただし、電柱の移設については、県、市及び事業者の協議の上、完了期日を設定する。また、新ホールへのアクセス（跨線橋等）については、新ホールの設計・施工に係る優先交渉権者を決定した後、速やかに新ホールの整備スケジュールや跨線橋等の設計方法等について、県及び市が協議の上、完了期日を設定する。
- 4 基本協定第12条第4項における撤去に係る費用には、既存杭の引き抜きに伴って必要となる地盤改良に係る費用を含むものとする。

令和3年4月30日

県 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市
徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する基本協定の一部を変更する協定

徳島県（以下「県」という。）と徳島市（以下「市」という。）とは、両者の間で令和３年３月２６日に締結した県市協調新ホール整備に関する基本協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

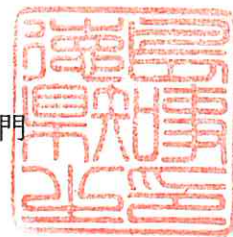
第８条第１項中「令和４年３月３１日」を「令和４年７月３１日」に改める。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、県及び市が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年３月３１日

県 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市

徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき、令和3年4月30日付けで作成した「県市協調新ホール整備に関する確認書」（以下「原確認書」という。）の一部を変更する確認書を作成する。

原確認書の一部を次のように変更する。

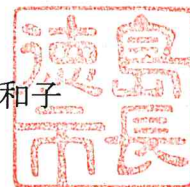
3中「令和5年3月31日まで」を「令和6年3月31日まで」に改める。

令和5年3月28日

県 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市
徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき、令和3年4月30日付けで作成した「県市協調新ホール整備に関する確認書」（令和5年3月28日一部変更。以下「原確認書」という。）の一部を変更する確認書を作成する。

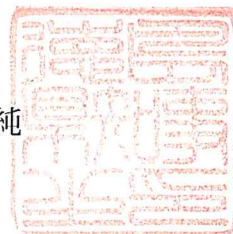
原確認書の一部を次のように変更する。

2中「令和5年12月31日まで」を「令和6年3月31日まで」に改める。

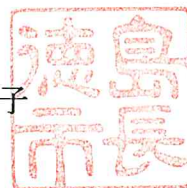
3中「市道（城内・幸町線）を令和5年12月31日までに移設するとともに、下水道等の周辺インフラを令和6年3月31日までに移設する。」を「下水道等の周辺インフラを令和7年3月31日までに移設する。」に改め、「ただし、」の次に「市道（城内・幸町線）については、県及び市が協議の上、」を加える。

令和5年11月28日

県 徳島県
徳島県知事 後藤田 正 純



市 徳島市
徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき、令和3年4月30日付けで作成した「県市協調新ホール整備に関する確認書」（令和5年3月28日及び同年11月28日一部変更。以下「原確認書」という。）の一部を変更する確認書を作成する。

原確認書の一部を次のように変更する。

2中「中央公民館，社会福祉センター及び街路事務所」を「中央公民館及び社会福祉センター」に改め，「令和5年2月28日までに撤去する。」の次に「ただし，街路事務所の地上部分及び地下構造物の一部については，県及び市が協議の上，完了期日を設定し，撤去する。」を加える。

令和6年1月17日

県 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純



市 徳島市

徳島市長 内 藤 佐和子

